

# 16 中小企業向け賃上げ促進税制

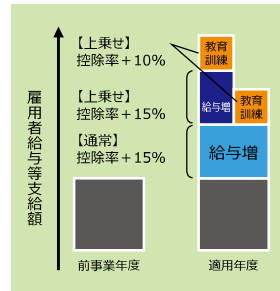
～積極的な賃上げや雇用増に取り組む企業を応援します～

## 制度の概要

本制度は、中小企業者等(※1)が、雇用者給与等支給額(※2)を前事業年度と比べて1.5%以上増加させた場合に、控除対象雇用者給与等支給増加額(※3)の15%を法人税額や所得税額から控除できるものです。

また、雇用者給与等支給額を前事業年度と比べて2.5%以上増加させた場合は控除率が15%加算し、教育訓練費の額を前事業年度と比べて10%以上増加させた場合は控除率を10%加算します。

※要件をすべて満たす場合、控除率は40%となります。  
※控除額は、法人税額等の20%が上限となります



### 適用対象者

中小企業者等(次ページ※1参照)

### 適用期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に開始する各事業年度(個人事業主については、令和5年から令和6年までの各年)

### 適用手続

本制度の適用を受けるためには、法人税(個人事業主の場合は所得税)の申告の際に、確定申告書等に、適用額明細書並びに税額控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。また、教育訓練費要件の上乗せ措置を利用する場合は、教育訓練費の明細を記載した書類の保存義務があります。

条文

租税特別措置法第10条の5の4(給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除)【所得税】  
第42条の12の5(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)【法人税】

### 制度の詳細

中小企業向け賃上げ促進税制の制度の詳細については、中小企業庁ホームページをご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

※大企業向け賃上げ促進税制(旧:人材確保等促進税制)については、経済産業省ホームページをご覧ください。  
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

### 問い合わせ先

○中小企業税制サポートセンター  
(電話:03-6281-9821)(平日9:30-12:00、13:00-17:00)

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

### 用語の説明

(※1:中小企業者等)

P9の「中小企業者等」から商店街振興組合を除きます。

(※2:雇用者給与等支給額)

適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者(法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された貸金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主の特殊関係者は含まれません。)に対する給与等(※4)の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(雇用安定助成金額(※5)を除きます。)がある場合には、当該金額を控除します。

(※3:控除対象雇用者給与等支給増加額)

適用年度の「雇用者給与等支給額」から、前事業年度の雇用者給与等支給額である「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額をいいます。ただし、調整雇用者給与等支給増加額(※6)を上限とします。

(※4:給与等)

俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与(所得税法第28条第1項に規定する給与所得となる給与)をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。ただし、本制度の適用に当たって、貸金台帳に記載された支給額(所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。)のみを対象として計算する等、合理的な方法により継続して給与等の支給額を計算することも認められます。

(※5:雇用安定助成金額)

国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をい、以下のものが該当します。

- ①雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額
- ②①に上乗せして支給される助成金の額その他の①に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

(※6:調整雇用者給与等支給増加額)

適用年度の雇用安定助成金額を控除した「雇用者給与等支給額」から、前事業年度の雇用安定助成金額を控除した「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額をいいます。

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 固定資産の特例
- 6 中小企業経営強化税制
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 少額減価の特例
- 9 地域未投資促進税制
- 10 中小企業防災減災投資促進税制
- 11 再可塑モデルの推進税制
- 12 カポ・ネットラル投資促進税制
- 13 DX投資促進税制
- 14 研究開発税制
- 15 オフショア・オンショアの促進税制
- 16 中小企業向け賃上げ促進税制
- 17 事業承継税制
- 18 登録免許税・不動産取得税の特例
- 19 中小企業の経営資源の効率的に活用する税制
- 20 消費税の特例

## 中小企業向け賃上げ促進税制

### 適用要件

この制度の適用を受けるには、適用しようとする年度において次の要件を満たしていることが必要です。

### 適用の要件(通常の場合)

以下の適用の要件を満たす場合、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除します。

### 通常要件：雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて1.5%以上増加していること

「雇用者給与等支給額」が、「比較雇用者給与等支給額」と比較して1.5%以上増えていることを確認します。

要件を満たした場合、15%の税額控除を受けることができます。

(例)

事業年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
雇用者給与等支給額	8,000万円	8,400万円	8,500万円
増減割合	—	+5%	+約1.2%
適用可否	—	○	×
控除対象雇用者給与等支給増加額	—	400万円	—
税額控除額(通常の場合)	—	60万円	—

上記の例では、令和4年度は要件を満たしているため適用になりますが、令和5年度は要件を満たしていないため、適用できません。

※なお、「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」がある場合には、「雇用者給与等支給額」及び「比較雇用者給与等支給額」から当該金額を控除することとなります。(「適用要件判定時」、「控除対象雇用者給与等支給増加額の算定時」及び「調整雇用者給与等支給増加額の算定時」のいずれも同様。ただし、雇用安定助成金額については、「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に含まれるものの、「適用要件判定時」及び「控除対象雇用者給与等支給増加額の算定時」には「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」から除いて計算します。)

※適用要件判定の詳細等については、前ページ「制度の詳細」記載の中小企業庁ホームページをご確認ください。

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 固定資産の特例
- 6 中小企業経営強化税制
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 少額減価の特例
- 9 地域未投資促進税制
- 10 中小企業防災減災投資促進税制
- 11 再可塑モデルの推進税制
- 12 カポ・ネットラル投資促進税制
- 13 DX投資促進税制
- 14 研究開発税制
- 15 オフショア・オンショアの促進税制
- 16 中小企業向け賃上げ促進税制
- 17 事業承継税制
- 18 登録免許税・不動産取得税の特例
- 19 中小企業の経営資源の効率的に活用する税制
- 20 消費税の特例

### 適用の要件(上乗せ措置を利用する場合)

#### 上乗せ要件①雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて2.5%以上増加していること

雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて2.5%以上増加している場合は、通常要件を満たした場合の控除率に、さらに控除率15%加算して税額控除を受けることができます。

#### 上乗せ要件②教育訓練費の額が前事業年度と比べて10%以上増加していること

教育訓練費の額が前事業年度と比べて10%以上増加している場合は、通常要件を満たした場合の控除率に、さらに控除率10%加算して税額控除を受けることができます。

※教育訓練費とは

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金等、外部施設使用料等)、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費等)、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用(外部研修参加費等)などをいいます。

※通常要件に加え、上乗せ要件①②を両方満たすと控除率は40%となります。

※控除額は、法人税額等の20%が上限となります。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{通常要件} \\ \text{控除率15\%} \end{array} + \begin{array}{l} \text{上乗せ要件①} \\ \text{控除率15\%} \end{array} + \begin{array}{l} \text{上乗せ要件②} \\ \text{控除率10\%} \end{array} = \begin{array}{l} \text{合計} \\ \text{控除率40\%} \end{array} \right]$$

### ● CHECK!!

令和4年度税制改正のポイント

- ・「(中小企業向け)所得拡大促進税制」から「(中小企業向け)賃上げ促進税制」に名称変更
- ・適用期限を「令和5年3月末まで」から「令和6年3月末まで」に1年延長
- ・雇用者給与等支給額が前事業年度より1.5%以上増加：控除率15% (変更なし)
- ※雇用者給与等支給額が前事業年度より2.5%以上増加：控除率15%加算
- ※教育訓練費の額が前事業年度より10%以上増加：控除率10%加算
- ※教育訓練費の明細を記載した書類を「確定申告書等への添付義務」から「保存義務」へ
- ※いわゆる経営力向上要件は廃止